

## 令和3年度

介護支援専門員 現任研修 (専門課程Ⅱ) D・Eコース

介護支援専門員 更新研修Ⅰ (専門課程Ⅱ) D・Eコース

### 開催要領

#### 《注意事項》

※申込用紙は「現任研修・更新研修Ⅰ」共通様式となっています。受講申込書に希望コースをご記入ください。申込受付期間は令和3年6月14日から7月14日までとなります。

※ご自身でどの研修に該当するか必ず確認してください。詳細は「専門課程Ⅱの受講対象者について（開催要領7-8頁）」をご参照ください。

※本研修の受講地は介護支援専門員証の資格登録府県です。原則として滋賀県登録の方のみが受講対象となります。

## 1 目的

現任の介護支援専門員に対しては一定の実務経験をもとに必要な応じた専門知識・技能の修得機会を設け、また、実務経験者に対しては更新時に定期的な研修受講の機会を確保することにより、もって介護支援専門員の資質向上を図ることを目的に実施します。

## 2 研修実施方法

本研修は現任者を対象とした「現任研修」と、実務経験者を対象とした「更新研修Ⅰ」の専門課程Ⅱを合同で実施するものです。

また、同じ内容の研修を今年度は年度内に5回（Aコース、Bコース、Cコース、Dコース、Eコース）実施します。尚、A・B・Cコースにつきましては、募集終了しています。

## 3 研修実施機関

社会福祉法人 滋賀県社会福祉協議会 滋賀県社会福祉研修センター

## 4 研修会場

滋賀県立長寿社会福祉センター（草津市笠山7丁目8-138）

## 5 受講対象者

次のいずれかに該当し、かつ受講するコースの全日程に参加可能な方。なお、応募者が定員を超えた場合は、介護支援専門員証の有効期間満了日が近い方を優先します。

- ・介護支援専門員証をはじめて更新する方、または前回『更新研修Ⅱ・再研修』を修了して更新された方は、専門課程Ⅰを修了もしくは今年度に受講予定であること。
- ・2回目以降の更新の方は、前回の更新時に専門課程Ⅱを修了していることが前提です。

- 1) 「現任研修」下記の①②の両方を満たす方
  - ①研修初日時点で介護支援専門員としての実務に従事している方
  - ②現在所持している介護支援専門員証の交付年月日から実務経験が3年以上ある方
- 2) 「更新研修Ⅰ」令和4年12月31日までに介護支援専門員証の有効期間満了日を迎える方で、下記の①②のいずれかに該当する方
  - ①研修初日時点で実務には就いていないが、所持している介護支援専門員証の有効期間中に介護支援専門員としての実務経験が1カ月以上ある方
  - ②介護支援専門員として従事しているが、所持している介護支援専門員証の交付年月日から研修初日時点までで実務経験が3年未満の方

## 6 受講定員

Dコース	85名
Eコース	85名

※コースによって研修日が異なります。必ず確認してお申し込みください。

## 7 申し込み方法

別紙「介護支援専門員 現任・更新研修Ⅰ（専門課程Ⅱ）D,E受講申込書」に必要事項をご記入のうえ、直近で修了した研修の修了書（「専門課程Ⅰ修了証書（写）」もしくは「専門課程Ⅱ修了証書（写）」を添えて下記申し込み先に提出してください。

※添付していただく修了証について

介護支援専門員証をはじめて更新する方、または前回『更新研修Ⅱ・再研修』を修了して更新された方は → 「専門課程Ⅰ修了証書（写）」

2回目以降の更新の方は → 直近に受講された「専門課程Ⅱ修了証書（写）」

ただし、令和3年度専門課程Ⅰ受講予定の方は、修了証の添付は必要ありません。

## 8 申し込み先

〒525-0072 滋賀県草津市笠山7丁目8-138  
滋賀県社会福祉協議会 滋賀県社会福祉研修センター

## 9 申し込み締切日

**令和3年7月14日（水） 滋賀県社会福祉研修センター必着**

※消印有効ではありません

※郵送またはご持参ください

（個人情報が多く含まれるためFAXでは受理できません）

## 10 受講決定

○8月初旬頃に滋賀県健康医療福祉部医療福祉推進課から、決定コースならびに当該研修の詳細について個人住所宛に通知があります。

○申し込み多数の場合、介護支援専門員証の有効期間満了日が近い方を優先し決定いたします。そのため申し込み状況によっては、希望コースとならない場合がございます。

受講対象要件に該当しない等により、受講決定できない場合もありますので、予めご承知下さい。

なお、証の有効期間満了を迎える方で今年度受講できない方については、次年度優先的に受付を行わせていただきます。

1.1 受講料 15,360 円 ※他にテキスト代が必要となります

受講料は、滋賀県収入証紙により納付いただきます。受講決定通知時に受講料納付書が同封されますので、当該金額の収入証紙を貼り付け、県庁あてに郵送してください。滋賀県社会福祉研修センターではありません。

1.2 事例の提出について

研修初日「介護保険制度及び地域包括ケアシステムの今後の展開」以外の6科目につきましてご自身で事例（各受講者が担当している事例）を3例作成し事前に提出していただく事を必須としています。開催要領8頁の「事例の選定について」を参照し、ご自身で作成可能と思われるタイプを選択してください。作成する事例につきましては事務局で決定し、受講決定時に事例提出に関する詳細をお知らせします。

1.3 問い合わせ先

【研修実施（内容）について】

〒525-0072 滋賀県草津市笠山7丁目8-138  
社会福祉法人 滋賀県社会福祉協議会 滋賀県社会福祉研修センター  
TEL 077-567-3927 FAX 077-567-3910

【介護支援専門員証の更新・登録等の資格や制度に関する事について】

滋賀県健康医療福祉部 医療福祉推進課 介護・福祉人材確保係  
TEL 077-528-3597 FAX 077-528-4851

## 1.4 研修日程

### 【Dコース】

日程	開講日	時間	区分	研修項目
1 日目	9月14日(火)	9:30 ～9:55	説明	オリエンテーション
		10:00 ～15:00	講義	介護保険制度及び地域包括ケアシステムの今後の展開
2 日目	10月13日(水)	9:00 ～13:00	講義 演習	リハビリテーション及び福祉用具の活用に関する事例
		14:00 ～18:00	講義 演習	看取り等における看護サービスの活用に関する事例
3 日目	10月28日(木)	9:00 ～13:00	講義 演習	認知症に関する事例
		14:00 ～18:00	講義 演習	入退院時等における医療との連携に関する事例
4 日目	11月4日(木)	9:00 ～13:00	講義 演習	家族への支援の視点が必要な事例
		14:00 ～18:00	講義 演習	社会資源の活用に向けた関係機関との連携に関する事例
5 日目	11月10日(水)	9:00 ～13:00	講義 演習	状態に応じた多様なサービス（地域密着型サービス、施設サービス等）の活用に関する事例

※D・Eコースは研修1日目を合同で開催します。

※時間及び会場については変更になる可能性がありますので、ご了承ください。

## 【Eコース】

日程	開講日	時間	区分	研修項目
1 日目	9月14日(火)	9:30 ～9:55	説明	オリエンテーション
		10:00 ～15:00	講義	介護保険制度及び地域包括ケアシステムの今後の展開
2 日目	10月18日(月)	9:00 ～13:00	講義 演習	リハビリテーション及び福祉用具の活用に関する事例
		14:00 ～18:00	講義 演習	看取り等における看護サービスの活用に関する事例
3 日目	11月9日(火)	9:00 ～13:00	講義 演習	認知症に関する事例
		14:00 ～18:00	講義 演習	入退院時等における医療との連携に関する事例
4 日目	11月22日(月)	9:00 ～13:00	講義 演習	家族への支援の視点が必要な事例
		14:00 ～18:00	講義 演習	社会資源の活用に向けた関係機関との連携に関する事例
5 日目	12月8日(水)	9:00 ～13:00	講義 演習	状態に応じた多様なサービス（地域密着型サービス、施設サービス等）の活用に関する事例

※D・Eコースは研修1日目を合同で開催します。

※時間及び会場については変更になる可能性がありますので、ご了承ください。

## 【令和3年度 専門課程Ⅱの受講対象者について】

介護支援専門員証をはじめて更新する方、または前回 再研修 を修了された方

※既に一度更新されている方は裏面をご覧ください。

まず、ご自身がどれに該当するか、必ず確認してください。

### ◆現在介護支援専門員としての実務に従事している方

- ・ 従事期間が通算で3年に満たず、介護支援専門員証の有効期間も2022年4月以降である。  
→ 今年度は本研修を受講することはできません。次年度以降に受講してください。
- ・ 従事期間が通算で3年に満たないが、介護支援専門員証の有効期間が令和4年（2022年）12月末まで。  
→ 「更新研修Ⅰ」の受講対象者となります。
- ・ 従事期間が通算で3年以上ある。  
→ 「現任研修」の受講対象者となります。

従事期間は現在所持されている介護支援専門員証の有効期間の開始日から研修初日までで換算してください

### ◆現在は介護支援専門員としての実務に従事していないが、過去に従事経験のある方

- ・ 介護支援専門員証の有効期間が令和5年（2023年）1月以降である。  
→ 今年度は本研修を受講することはできません。次年度以降に受講してください。
- ・ 介護支援専門員証の有効期間が令和4年（2022年）12月末までで、過去の従事経験が1ヶ月未満である。  
→ 本研修は受講することはできません。今年度、「更新研修Ⅱ」を受講してください。
- ・ 介護支援専門員証の有効期間が令和4年（2022年）12月末までで、過去の従事経験が1ヶ月以上である。  
→ 今年度「更新研修Ⅰ」の受講対象者です。

※専門課程Ⅱを受講するには、専門課程Ⅰの受講が修了している必要があります。

#### 【介護支援専門員の実務経験とは】

以下の①から⑧の事業所において、介護支援専門員として介護サービス計画書の作成にかかる業務に従事している（いた）ことを指します。

なお、単に要介護認定のための調査業務のみを行っていた場合や、利用者やサービス提供事業者との連絡調整を補助的に行っていたのみで、介護サービス計画書の作成を行っていなかった場合は実務と認められません。

- ① 居宅介護支援事業所
- ② 特定施設入居者生活介護にかかる居宅サービス事業者
- ③ 小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護、複合型サービス事業所にかかる地域密着型サービス事業所
- ④ 指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設および指定介護療養型医療施設
- ⑤ 介護予防特定施設入居者生活介護にかかる介護予防サービス事業所
- ⑥ 介護予防小規模多機能型居宅介護および介護予防認知症対応型共同生活介護にかかる地域密着型介護予防サービス事業所
- ⑦ 介護予防支援事業所
- ⑧ 地域包括支援センター

# 【令和3年度 専門課程Ⅱの受講対象者について】

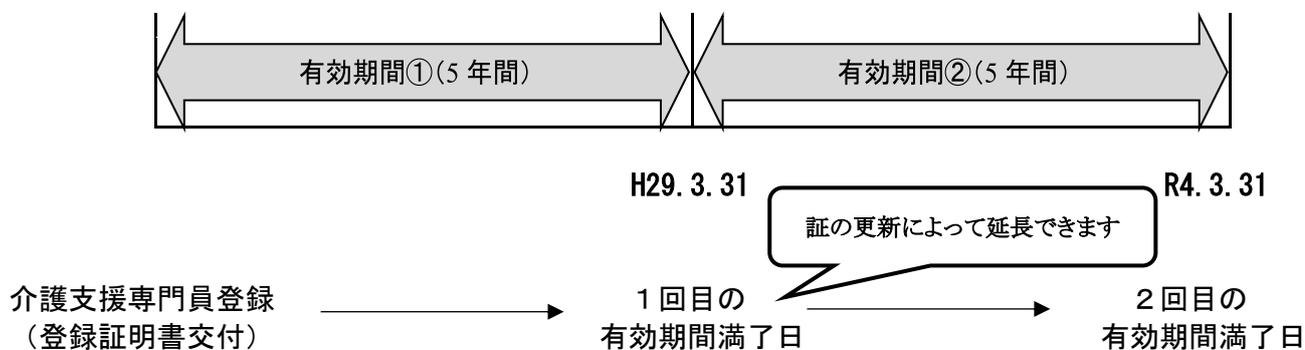
既に一度、介護支援専門員証の有効期間を更新し、今回が2回目以降の更新となる方

初回の更新の際は、【専門課程Ⅰ】と【専門課程Ⅱ】の両方を修了することが更新要件となりますが、2回目以降の更新の際は、【専門課程Ⅱ】のみを修了することで更新要件を満たします。ただし、前回の更新以降に実務経験※がない場合は、【更新研修Ⅱ】を受講する必要があります。また、【更新研修Ⅱ】を修了後、介護支援専門員証の更新をし、証の有効期間中に実務経験※がある方は、次の証の更新までに【専門課程Ⅰ】と【専門課程Ⅱ】の両方を修了する必要があります。

※実務経験の有無は、1か月以上の実務経験の有無によって判断します。

## 2回目以降の有効期間更新時に必要な研修

【例】平成29年3月31日に1回目の有効期間満了を迎えた方の場合



有効期間①の間に修了した研修	有効期間②の間の実務経験	有効期間②の間に受講する研修
◆専門課程Ⅰ ◆専門課程Ⅱ	あり	専門課程Ⅱ
	なし	更新研修Ⅱ
◆更新研修Ⅱ	あり	専門課程Ⅰ・専門課程Ⅱ
	なし	更新研修Ⅱ

## 研修受講可能となる実務の期間

現任の方は、

現任研修 専門課程Ⅰ → 有効期間②内の実務経験6ヶ月以上

現任研修 専門課程Ⅱ → 有効期間②内の実務経験3年以上で、受講できます。

※現任であっても、現任研修の受講要件に該当しない方は、【更新研修Ⅰ】の対象となります。

## 令和3年度『事例の選定について』

※専門課程Ⅱにおいてはご自身の事例を3つ提出していただきます。6類型の中から3つ選択し、希望する3事例を用紙に記入してください。

※作成していただく事例に関しては受講決定時にお知らせいたします。事務局にてグループワークに必要な事例数に調整いたしますので、ご希望以外の事例提出をお願いする場合があります。

※作成する事例については全て異なる**対象者**にして下さい。

※選定の際に押さえる視点に合致しない事例、記入が不十分な場合は**再提出**をしていただくことがあります。

番号	類型	選定の際に押さえる視点
①	看取り等における看護サービスの活用に関する事例	<p>①医療管理（中心静脈・経鼻・胃瘻・カテーテル・在宅酸素・気管カニューレ・人工呼吸器・腹膜透析等）家族の不安が強く、訪問看護、看護小規模多機能型居宅介護を活用し在宅支援が実施できた、または支援中の事例</p> <p>②今現在のがん末期ではないが、訪問看護、看護小規模多機能型居宅介護を活用しており、今後がん終末期に入ることが予測される事例</p> <p>③現在がん末期で訪問看護、看護小規模多機能型居宅介護を活用している事例（同居世帯・高齢世帯・独居等）</p> <p>④居宅・各施設等で看取りの支援ができた事例</p> <p>⑤居宅・各施設等で看取りの支援を行っていたが、病院へ入院に至った事例</p>
②	認知症に関する事例	<p>■下記の①～③全てに該当するケース</p> <p>①認知症（アルツハイマー型認知症、レビー小体型認知症、脳血管疾患認知症など）と診断されている方（困っている症状のみで、認知症なのか精神疾患なのかわからないケースは含まない）</p> <p>②本人の望む暮らしがわかる（本人の意向がわかっている。家族が困っている事だけがニーズに上がっているものは含まない）</p> <p>③本人ができること、できないこと、していること、していないことなど情報がしっかり把握できていて、アセスメントが十分できている</p>
③	入退院時等における医療との連携に関する事例	<p>■退院時、医療連携が必要となる事例になるケース</p> <p>①治療継続（内服、インシュリン注射、食事指導など）</p> <p>②医学的管理が在宅でも必要な事例（吸引・胃ろう・バルンカテーテル・在宅酸素など）</p> <p>③入退院繰り返して医療との連携が必要な事例（心不全・誤嚥性肺炎・尿路感染など）</p> <p>※骨、関節疾患は除く</p> <p>※レスパイト入院、家族の都合による入院は除く</p> <p>※家族の介護力低下による退院困難ケースは除く</p>
④	家族への支援の視点が必要な事例	<p>■家族への支援の視点が特に必要な事例</p> <p>※介護者である家族の状況が把握できている下記の事例</p> <p>①介護者である家族が介護離職した、または介護離職を考えているケース</p> <p>②介護者である家族が若者、または高齢者のケース</p> <p>③介護者である家族が遠距離介護をしているケース</p> <p>④介護者である家族が心身の健康に問題があるケース</p> <p>⑤介護者である家族が介護を抱え込んでいると思われるケース</p> <p>⑥利用者と介護者である家族が、地域から孤立しているケース</p>
⑤	社会資源の活用に向けた関係機関との連携に関する事例	<p>■様々な社会資源を活用、連携したケース</p> <p>※継続して様々な社会資源（インフォーマルサポートなど）を活用し、その関係機関と日常的に連携が図れていること。また位置づけの根拠が明確になっている（説明できる）こと。且つ、定期的にその活用状態や状況、効果を評価していること。</p> <p>①公的制度（生活保護、障害福祉など）を活用しており、その機関の担当者と日常的に連携を図っている事例</p> <p>②互助（民生委員の訪問、配食サービスを利用した安否確認、地域サロンや老人会など）をケアプランに位置付けており、日常的に連携を図っている事例</p> <p>③地域や行政へ働きかけをした事例（どのような理由で、どのように連携を図り、どのような結果になったか説明ができること）</p>
⑥	状態に応じた多様なサービス（地域密着型サービス、施設サービス等）の活用に関する事例	<p>■「小規模多機能型居宅介護」、「看護小規模多機能型居宅介護」、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」、「認知症対応型共同生活介護」、「介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）」、「介護老人保健施設」を活用しているケース</p> <p>①「小規模多機能型居宅介護」を利用している、または「小規模多機能型居宅介護」へ移行した事例</p> <p>②「看護小規模多機能型居宅介護」を利用している、または「看護小規模多機能型居宅介護」へ移行した事例</p> <p>③「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」を利用している、または「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」へ移行した事例</p> <p>④「認知症対応型共同生活介護」を利用している、または「認知症対応型共同生活介護」へ移行した事例</p> <p>⑤「介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）」に入所している、または「介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）」から退所して在宅で生活している事例（退所時の支援過程がわかるもの）、または「介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）」へ移行した事例</p> <p>⑥「介護老人保健施設」に入所している、または「介護老人保健施設」から退所して在宅で生活している事例（退所時の支援過程がわかるもの）、または「介護老人保健施設」へ移行した事例</p> <p>※この単元でいう「多様なサービス」とは、地域密着型サービス、施設サービスを指します。複数のサービス（デイサービスやショートステイなど多くのサービス）を使っている事例ではありません。</p> <p>※「介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）」「介護老人保健施設」に入所している事例は、ショートステイを利用している事例は含まれません。入所している事例を指しています。</p>